

認証官任命(二名)

内閣人第

八九号

起案

令和七年二月三日

裁可	上奏	決定
令和	令和	令和
年	年	年
月	月	月
日	日	日

公布

令和

施行

令和

年

月

日

内閣總理大臣

血

内閣官房長官

毛

内閣總務官

須藤

尾崎 佐蔵

閣

内

林 国務大臣

上野 国務大臣

小泉 国務大臣

木原 国務大臣

平口 国務大臣

鈴木 国務大臣

あかま 国務大臣

牧野 国務大臣

茂木 国務大臣

赤澤 国務大臣

小野田 国務大臣

松本(尚) 国務大臣

片山 国務大臣

金子 国務大臣

城内 国務大臣

京

松本(洋) 国務大臣

石原 国務大臣

黄川田 国務大臣

京

高等裁判所長官に任命する

判事金子

修

(十二月七日以降)

内閣

最高裁人任第1723号

令和7年11月12日

内閣総理大臣 高市早苗 殿

最高裁判所長官 今崎幸彦

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(さいたま地方裁判所判事) 判事 金子 修

(発令希望日 令和7年12月7日以降)

高等裁判所長官任命資格調 (令和7年12月7日以降)

補職さべき庁	現 職	氏 名	年齢	任 命 資 格	根拠法規
広島高長官	さいたま地判事	金子修	63	判事補、検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1号、第3号



2丁		裁判所						事項	金子修
平成 一三	年号	月	日	外務省	大蔵省	内閣	府名		
四	八	七	一	大蔵事務官（国際金融局開発金融課課長補佐）の併任の期間は平成七年五月五日までとする	外務省	大蔵省	内閣	事項	金子修
一	九	九	任を解除する	判事補兼簡易裁判所判事に任命する	札幌地方裁判所判事補に補する	兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する	判事補の職權の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	内閣	金子修
東京家庭裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	札幌簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事補に補する	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	最高裁判所	内閣	最高裁判所
東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	東京家庭裁判所判事に補する	札幌簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事補に補する	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	最高裁判所	内閣	最高裁判所

3丁		裁判所		年号		月日		事項		子修	
年	号	月	日	年	号	月	日	事	項	子	修
平成一六	四	一	家庭裁判所調査官研修所教官に充てる	大阪高等裁判所判事に補する	最高裁判所						
平成一九	二	一	家庭裁判所調査官研修所教官に充てることを解く	大阪高等裁判所判事に補する	最高裁判所						
平成二〇	一	一	検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する	法務省民事局参事官に充てる	法務省						
平成二三	一	一	法務省大臣官房参事官に充てる	東京高等検察庁検事に配置換する	法務省						
平成二四	一	一	法務省大臣官房参事官に充てる	法務省民事局民事法制管理官に充てる	法務省						
平成二六	七	一八	法務省大臣官房審議官（民事局担当）に充てる	最高検察庁検事に配置換する	法務省						
平成二九	四	一	法務省大臣官房審議官（民事局担当）に充てる	法務省大臣官房付に充てる	法務省						
三〇	七		かねて法務省大臣官房政策立案総括審議官に充てる	かねて法務省大臣官房審議官（総括担当）に充てる	法務省						
一	七		かねて法務省大臣官房政策立案総括審議官に充てる	かねて法務省大臣官房審議官（総括担当）に充てる	法務省						



5丁

## 裁判所

年

月

日

事

項

庁

金子修

さいたま地方裁判所長を命ずる  
さいたま簡易裁判所判事に補する

最高裁判所